

## 令和3年9月市議会定例会提出予定案件

### (議案)

- 1 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 3 茨木市市税条例等の一部改正について
- 4 茨木市立幼稚園条例及び茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市彩都あさぎ六丁目地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 6 茨木市南茨木多世代交流センターの指定管理者の指定について
- 7 令和2年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 8 令和2年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 9 市道路線の認定について
- 10 市道路線の変更について
- 11 市道路線の廃止について
- 12 工事請負契約締結について（市庁舎本館南館空調設備改修工事）
- 13 工事請負契約締結について（市道野々宮3号線橋梁上部工事）
- 14 令和3年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第4号）

### (認定)

- 1 令和2年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 令和2年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 令和2年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 令和2年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

- 5 令和2年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 令和2年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 令和2年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報 告)

- 1 茨木市事務報告について
- 2 令和2年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 令和2年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 4 令和2年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 5 放棄した債権の報告について

議案第 39 号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて	【人事課】
<p>○ 現委員 <small>しの なが やす ひで</small> 篠 永 安 秀</p> <p>○ 任 期 令和3年9月30日任期満了 初就任 平成21年10月1日就任 3期目（任期4年）</p> <p>○ 選任予定者</p>		
議案第 40 号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて	【人事課】
<p>○ 現委員 <small>きた むら ゆ り こ</small> 北 村 百 合 子</p> <p>○ 任 期 令和3年9月24日任期満了 初就任 令和2年2月27日就任 1期目（任期3年）</p> <p>○ 選任予定者</p>		

## ○ 地方税法等の改正に伴う所要の改正

## ・ 主な改正内容

- ①個人住民税における扶養控除に係る親族の対象について、令和6年度以降、留学生や障害者等を除く国外に居住する30歳から69歳までの者を適用対象外とする旨を規定
- ②医療費控除の特例について、対象医薬品の適正化や手続の簡素化を行うとともに、適用期限を5年間延長（令和3年12月31日→令和8年12月31日）
- ③軽自動車税のグリーン化特例（軽課税率）について、適用期限を2年間延長（令和3年度→令和5年度）
- ④所得税では控除しきれなかった額を個人住民税で控除する住宅ローン控除について、対象を令和4年12月31日までの入居に延長

## ・ 施行日

- |    |          |
|----|----------|
| ③④ | 公布の日     |
| ②  | 令和4年1月1日 |
| ①  | 令和6年1月1日 |

## ○ 市立幼稚園を再編するための所要の改正

## ・主な改正内容

## ①茨木市立幼稚園条例

ア 廃園となる北辰幼稚園に係る規定を削除

イ 廃園となる北幼稚園、天王幼稚園、東雲幼稚園、郡幼稚園に係る規定を削除

ウ 廃園となる玉島幼稚園に係る規定を削除

エ 認定こども園となる沢池幼稚園の名称、定員を変更（認定こども園沢池幼稚園）

オ 認定こども園となる庄栄幼稚園の名称、定員を変更（認定こども園庄栄幼稚園）

②茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例  
市立幼稚園における預かり保育料の規定を削除

- |      |      |          |
|------|------|----------|
| ・施行日 | ①ア、エ | 令和5年4月1日 |
|      | ①イ、オ | 令和6年4月1日 |
|      | ①ウ、② | 令和8年4月1日 |

○ 区域内における建築物等の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る

・ 主な内容

①適用区域 彩都あさぎ六丁目地区地区計画の区域内

②用途の制限（建築できない建築物等）

ア 一戸建ての住宅、長屋建ての住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿

イ 学校、図書館その他これらに類するもの

ウ 認定こども園（建築物に附属するものを除く。）

エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

オ 老人ホーム、保育所（建築物に附属するものを除く。）、福祉ホームその他これらに類するもの

カ 公衆浴場

キ 診療所

ク 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築物に附属するものを除く。）

ケ 病院

コ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

サ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）

シ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの

ス ホテル又は旅館

セ 自動車教習所

ソ 畜舎

タ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

チ カラオケボックスその他これに類するもの

ツ 倉庫（建築物に附属する倉庫を除く。）

テ 自動車修理工場

ト 第二種住居地域で建築等できないもの

③建築物の容積率の最高限度 10分の20

④建築物の建蔽率の最高限度 10分の6

⑤建築物の敷地面積の最低限度 2,000㎡

⑥建築物の高さの最高限度 31m

⑦壁面の位置の制限 建築物の外壁等から道路境界線までの距離3m以上  
建築物の外壁等から隣地境界線までの距離6m以上

⑧垣又は柵の構造（築造できるもの）

道路に面する垣又は柵は、生垣、ネットフェンス、鉄柵等開放性の高いものとする。

⑨罰則 規定に違反した場合、500,000円以下の罰金

・ 施行日 公布の日

議案第 44 号	茨木市南茨木多世代交流センターの指定管理者の指定について	【地域福祉課】
<p>○ 施設の名 称 茨木市南茨木多世代交流センター</p> <p>○ 指定管理者 大阪府箕面市白島三丁目5番50号 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団</p> <p>○ 指定の期間 令和3年11月1日から令和7年3月31日（3年5か月間）</p>		
議案第 45 号	令和2年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について	【下水道総務課】
<p>○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <p>・ 処 分 額        838,547,360円   処 分 方 法        減債積立金への積立て</p> <p>・ 処 分 額        838,603,360円   処 分 方 法        資本金への組入れ</p>		
議案第 46 号	令和2年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	【水道総務課】
<p>○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <p>・ 処 分 額        639,389,687円   処 分 方 法        資本金への組入れ</p>		

議案第 47 号	市道路線の認定について	【建設管理課】
<p>○ 新規路線整備に伴う路線認定 33 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発等により移管を受けたもの 33 路線</li> </ul>		
議案第 48 号	市道路線の変更について	【建設管理課】
<p>○ 寄附等に伴う既認定の起点の変更 1 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附等により移管を受けたもの（起点変更） 1 路線</li> </ul>		
議案第 49 号	市道路線の廃止について	【建設管理課】
<p>○ 新規路線整備に伴う路線廃止 3 路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発に伴い廃止するもの 3 路線</li> </ul>		
議案第 50 号	工事請負契約締結について（市庁舎本館南館空調設備改修工事） <div style="text-align: right;">【契約検査課・総務課・建築課】</div>	
<p>○ 契約の方法 一般競争入札</p> <p>○ 契約の金額 866,716,400 円</p> <p>○ 契約の相手方 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号 三機工業株式会社 関西支社 常務執行役員支社長 <small>しら き ひろ ゆき</small> 白木 博之</p> <p>○ 工事場所 茨木市駅前三丁目8番13号</p> <p>○ 工事内容 本館熱源改修、南館熱源改修、中央監視設備改修、熱融通管敷設、上記に伴う建築工事及び電気設備工事 各一式</p> <p>○ 工事完了予定日 令和5年1月31日</p>		



議案第 51 号	工事請負契約締結について（市道野々宮 3 号線橋梁上部工事） 15 頁参照【契約検査課・道路課】																																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約の方法 一般競争入札</li> <li>○ 契約の金額 516,815,200 円</li> <li>○ 契約の相手方 大阪市西区新町二丁目 4 番 2 号 川田建設株式会社・村上建設株式会社市道野々宮 3 号線橋梁上部工事 特定建設工事共同企業体 代表者 川田建設株式会社 大阪支店 執行役員支店長 <small>ほそ はた かず ひこ</small> 細 島 一 彦</li> <li>○ 工事場所 茨木市野々宮二丁目ほか地内</li> <li>○ 工事内容 プレベーム合成桁橋 L=79m W=10m プレベーム桁橋工、橋梁付属物工、舗装工、護岸工、護床工、仮設工 各一式</li> <li>○ 工事完了予定日 令和 6 年 3 月 1 5 日</li> </ul>																																																									
議案第 52 号	令和 3 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 4 号） 【財政課】																																																								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補正額 1,207,759 千円（補正後 103,198,016 千円 - 補正前 101,990,257 千円）</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;">〈歳入〉</th> <th style="width: 20%;"></th> <th style="text-align: left; width: 50%;">〈歳出〉</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">665,290 千円</td> <td>・人件費</td> <td style="text-align: right;">77,313 千円</td> </tr> <tr> <td>・繰入金</td> <td style="text-align: right;">275,319 千円</td> <td>・物件費</td> <td style="text-align: right;">485,045 千円</td> </tr> <tr> <td>・繰越金</td> <td style="text-align: right;">59,850 千円</td> <td>・補助費等</td> <td style="text-align: right;">382,713 千円</td> </tr> <tr> <td>・市債</td> <td style="text-align: right;">207,300 千円</td> <td>・投資的経費</td> <td style="text-align: right;">262,688 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>・継続費補正</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）市民会館跡地エリア周辺整備事業</td> <td></td> <td style="text-align: right;">125,000 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・繰越明許費補正</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）小学校維持補修事業（プール改修）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">86,000 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）幼稚園営繕事業（庄栄幼稚園改修）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">19,954 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・債務負担行為補正</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）南茨木多世代交流センター指定管理料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">87,000 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）安威川ダム周辺整備事業（モニタリング支援事業）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">11,763 千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	〈歳入〉		〈歳出〉		・国庫支出金	665,290 千円	・人件費	77,313 千円	・繰入金	275,319 千円	・物件費	485,045 千円	・繰越金	59,850 千円	・補助費等	382,713 千円	・市債	207,300 千円	・投資的経費	262,688 千円					・継続費補正				（追加）市民会館跡地エリア周辺整備事業		125,000 千円		・繰越明許費補正				（追加）小学校維持補修事業（プール改修）		86,000 千円		（追加）幼稚園営繕事業（庄栄幼稚園改修）		19,954 千円		・債務負担行為補正				（追加）南茨木多世代交流センター指定管理料		87,000 千円		（追加）安威川ダム周辺整備事業（モニタリング支援事業）		11,763 千円		
〈歳入〉		〈歳出〉																																																							
・国庫支出金	665,290 千円	・人件費	77,313 千円																																																						
・繰入金	275,319 千円	・物件費	485,045 千円																																																						
・繰越金	59,850 千円	・補助費等	382,713 千円																																																						
・市債	207,300 千円	・投資的経費	262,688 千円																																																						
・継続費補正																																																									
（追加）市民会館跡地エリア周辺整備事業		125,000 千円																																																							
・繰越明許費補正																																																									
（追加）小学校維持補修事業（プール改修）		86,000 千円																																																							
（追加）幼稚園営繕事業（庄栄幼稚園改修）		19,954 千円																																																							
・債務負担行為補正																																																									
（追加）南茨木多世代交流センター指定管理料		87,000 千円																																																							
（追加）安威川ダム周辺整備事業（モニタリング支援事業）		11,763 千円																																																							

認定第1号	令和2年度大阪府茨木市一般会計決算認定について	【会計室】
		(令和元年度)
・歳入決算額	126,973,659,091円	(92,539,347,584円)
・歳出決算額	125,128,849,673円	(90,536,406,440円)
・歳入歳出差引額	1,844,809,418円	(2,002,941,144円)
・翌年度へ繰越すべき財源	730,690,410円	(1,119,116,964円)
・実質収支	1,114,119,008円	(883,824,180円)
認定第2号	令和2年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	【会計室】
		(令和元年度)
・歳入決算額	5,169,317,715円	(5,151,294,138円)
・歳出決算額	96,316,487円	(120,105,846円)
・歳入歳出差引額	5,073,001,228円	(5,031,188,292円)
認定第3号	令和2年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	【会計室】
		(令和元年度)
・歳入決算額	27,182,335,569円	(27,934,342,246円)
・歳出決算額	26,131,775,125円	(26,975,216,368円)
・歳入歳出差引額	1,050,560,444円	(959,125,878円)
認定第4号	令和2年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	【会計室】
		(令和元年度)
・歳入決算額	4,474,846,226円	(4,105,607,075円)
・歳出決算額	4,310,798,962円	(3,960,934,743円)
・歳入歳出差引額	164,047,264円	(144,672,332円)

認定第5号	令和2年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	【会計室】
(令和元年度)		
・歳入決算額	19,806,535,048円	(18,814,985,475円)
・歳出決算額	19,318,703,996円	(18,466,793,579円)
・歳入歳出差引額	487,831,052円	(348,191,896円)
認定第6号	令和2年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について	【下水道総務課】
(令和元年度)		
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く		
・収入決算額	6,838,585,309円	(7,093,865,124円)
・支出決算額	5,866,536,423円	(5,897,739,704円)
・収入支出差引額	972,048,886円	(1,196,125,420円)
〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む		
・収入決算額	1,849,253,515円	(3,475,809,146円)
・支出決算額	4,222,716,653円	(5,874,314,160円)
・収入支出差引額	△2,373,463,138円	(△2,398,505,014円)
※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び当年度利益剰余金処分額で補てん		
認定第7号	令和2年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	【水道総務課】
(令和元年度)		
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く		
・収入決算額	5,498,593,342円	(5,485,637,856円)
・支出決算額	4,769,811,627円	(4,669,384,099円)
・収入支出差引額	728,781,715円	(816,253,757円)
〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む		
・収入決算額	499,062,863円	(132,439,171円)
・支出決算額	2,691,589,465円	(2,579,340,494円)
・収入支出差引額	△2,192,526,602円	(△2,446,901,323円)
※ 資本的収入額（翌年度繰越額に係る財源充当額を除く）が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん		

報告第 16 号	茨木市事務報告について	【政策企画課】
○ 令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月における事務執行状況の報告		
報告第 17 号	令和 2 年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	【財政課】
○ 地方自治法第 2 3 3 条第 5 項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告		
報告第 18 号	令和 2 年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について	【会計室】
○ 令和 3 年 3 月 3 1 日現在の財政状況の報告		
報告第 19 号	令和 2 年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について	【教育政策課】
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告		
報告第 20 号	放棄した債権の報告について	【収納課】
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告 ・放棄した私債権等 23 件 4, 173, 055 円		

## 市立幼稚園の再編整備について

現在8園ある市立幼稚園のあり方検討の経過と答申を踏まえて策定した再編整備計画案に基づき条例改正を行います。

### 1. 市立幼稚園のあり方の検討

共働き世帯の増加等に伴う園児数の減少、保護者ニーズの変化に伴う需要と供給のミスマッチ等を背景に、令和2年度、計6回の茨木市立幼稚園あり方検討委員会を開催しました。

委員会では、以下の6つの視点のもと、現状と課題を踏まえた今後の市立幼稚園のあり方について検討を行い、令和3年2月25日付で市長に答申書が提出されました。

[6つの視点]

- ①幼稚園教育を行っていくために適切と考えられる集団規模の確保
- ②支援を必要とする子どもの成長につながる環境の整備
- ③3年保育を実施している私立幼稚園における就園者数の減少
- ④地域ごとの今後の保育需要の伸び
- ⑤小規模保育事業の保育の提供終了後の受入先の確保
- ⑥教諭の確保や運営経費など

[答申の概要]

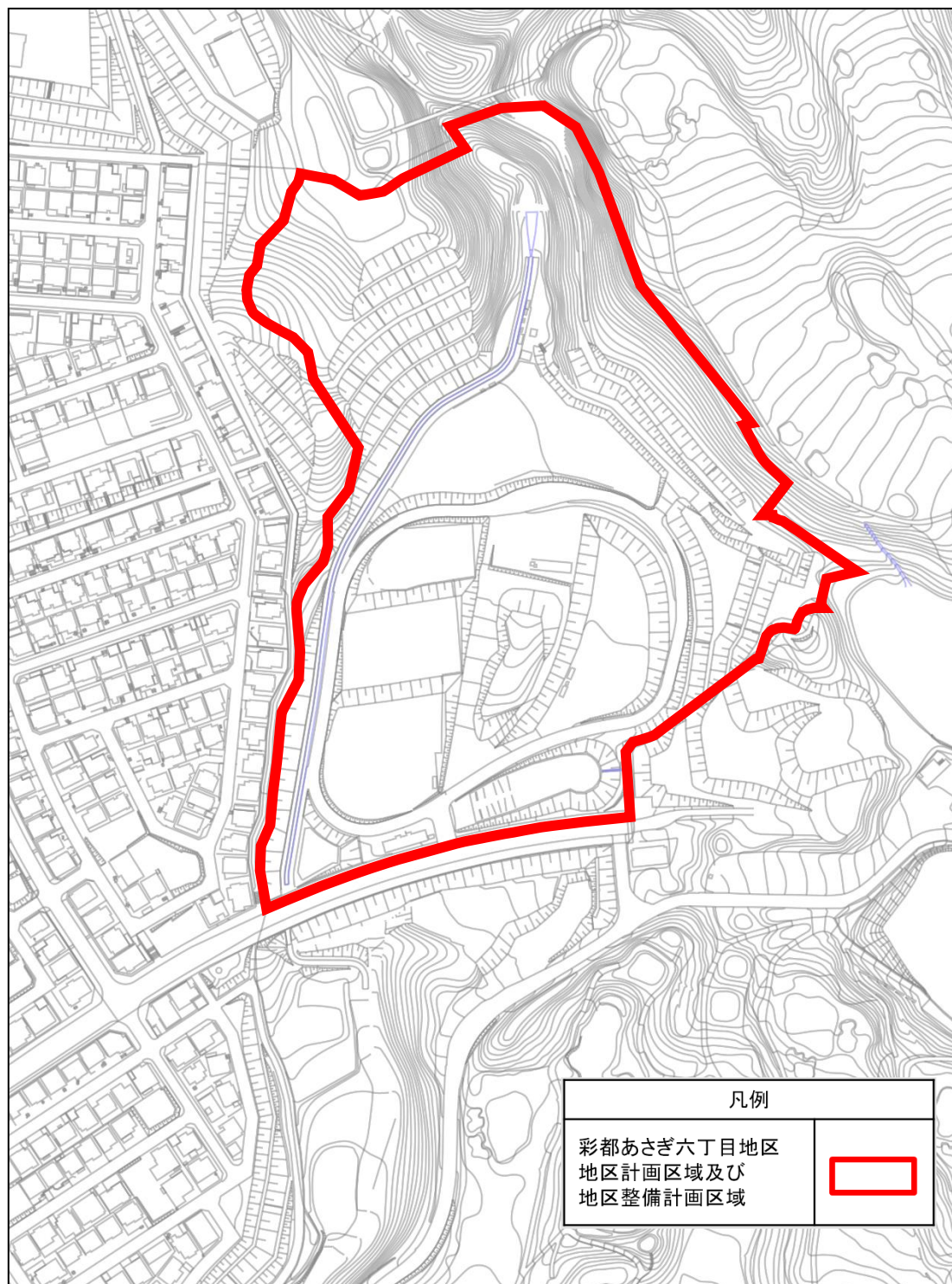
- ・2年保育である市立幼稚園8園を現状のまま運営することは適切ではなく、適正配置の観点から統廃合を行うことは避けられない。
- ・他の施設への活用を決定していく際には、保育需要への対応とともに、支援を必要とする子どもの受入体制の確保に十分配慮されること。

### 2. 答申を踏まえた再編整備計画案

幼稚園	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
沢池			認定こども園化に向けた整備	3～5歳児の幼稚園型認定こども園（公立）			
北辰 ※休園中			廃園	課題に応じた活用を検討			
庄栄			認定こども園化に向けた整備	3～5歳児の幼稚園型認定こども園（公立）			
東雲					療育施設としての活用を検討		
郡				廃園	郡保育所（公立）の一部として再編		
北					親子ひろば・ユースプラザとしての活用を検討		
天王		事業者募集			認定こども園化に向けた整備	0～5歳児の幼保連携型認定こども園（私立）	
玉島					4歳入園児募集の停止	廃園	課題に応じた活用を検討

※上記以外の市立幼稚園（茨木、福井、西、太田、水尾）については、平成29年4月から、3～5歳児の幼稚園型認定こども園として実施

### 彩都あさぎ六丁目地区地区計画 計画図



### 市道野々宮3号線橋梁上部工事

工事概要

プレビーム合成桁橋 L=79.0m W=10.0m

- |          |    |
|----------|----|
| プレビーム桁橋工 | 一式 |
| 橋梁付属物工   | 一式 |
| 舗装工      | 一式 |
| 護岸工      | 一式 |
| 護床工      | 一式 |
| 仮設工      | 一式 |

位置図



## 令和3年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
15 国庫支出金	665,290	665,290		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 235, 224 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 220, 000 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 198, 620 学校施設環境改善交付金 11, 446
19 繰入金	275,319		275,319	財政調整基金
20 繰越金	59,850		59,850	純繰越金
22 市債	207,300	207,300		小学校施設整備債 70, 400 市民会館跡地エリア周辺整備債 45, 000 ダム周辺整備債 42, 700
補正額 A	1,207,759	872,590	335,169	
補正前の予算額 B	101,990,257	43,339,142	58,651,115	
補正後の予算額 A + B	103,198,016	44,211,732	58,986,284	



## 令和3年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
2 総務費	67,200				17,200	50,000	
3 民生費	25,951		23,551		2,400		
4 衛生費	455,224	74,597	380,627				
5 労働費	2,792	2,716	76				
7 商工費	387,410		76,410		311,000		
8 土木費	124,847				52,113	72,734	
10 教育費	144,335		4,381			139,954	
補正額 A	1,207,759	77,313	485,045		382,713	262,688	
補正前の予算額 B	101,990,257	17,682,269	17,539,714	30,884,415	8,213,238	13,438,540	14,232,081
補正後の予算額 A + B	103,198,016	17,759,582	18,024,759	30,884,415	8,595,951	13,701,228	14,232,081

# 補正予算（第4号）の主な内容について

## 1 基本方針

新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチンの接種の円滑な推進をはじめとした「感染拡大防止対策」を適切に講じつつ、消費喚起策の実施や文化芸術活動の推進等の「日常生活・事業者への支援」を行うとともに、ICTの活用を支援する「新しい生活様式への対応」を進める。

その他の施策については、まちの活性化に向けて進めるハード事業や公立幼稚園再編への対応のほか、国の補助金等を活用した事業を実施するなど、行政ニーズ・行政課題等に適切に対応した事業を追加する。

なお、市民会館跡地エリア周辺整備事業に係る継続費の設定や、年度内に完了しない幼稚園営繕事業、小学校維持補修事業について繰越明許費を設定するとともに、南茨木多世代交流センターの指定管理料等について債務負担行為を設定する。

## 2 新型コロナウイルス感染症対策

### (1) 感染拡大防止対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
ワクチン接種の推進		455,224	455,224	
新型コロナウイルスワクチン接種の推進 【健康づくり課】	ワクチン予防接種を円滑に進めるため、個別接種に係る時間外・休日加算経費を措置するほか、各医療機関へのワクチンの配送及びコールセンターの充実等に要する経費を増額する。 【財源：国 455,224】	455,224	455,224	
自宅療養者への配達支援		11,064		11,064
自宅療養者への日用品・食料品・乳児食等の配達支援 【福祉総合相談課】	新規感染者の発生が続く状況を踏まえ、自宅療養となる陽性者・濃厚接触認定者への自宅療養支援パック（日用品・食料品・乳児食等）の配達支援に係る経費を増額する。 <対象者>新型コロナウイルス陽性者・濃厚接触認定者の世帯 <内容>日用品等を詰めた自宅療養支援パックを届ける <利用料>無料	11,064		11,064

### (2) 日常生活・事業者への支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
消費喚起・事業者の支援		439,523	198,620	240,903
エール茨木プレミアム付商品券による消費喚起 【商工労政課】 【22頁参照】	停滞している消費行動を喚起させ、厳しい経営環境が続く中小事業者等を支援するため、市内飲食店や小売店舗等で活用できるエール茨木プレミアム付商品券を販売する。 <販売額等>5,000円分の商品券(カード)を4,000円で販売(1人2枚まで <65歳以上：希望者全員、64歳以下：応募状況により抽選、販売総数：20万枚> <使用期間>令和4年1月～3月(予定) <その他>・事業者：対象店舗は10月中旬以降にWebで事前登録 ・利用者：商品券の購入には引換券が必要 (65歳以上：引換券を郵送、64歳以下：Web申込<当選者に引換券を郵送>) ・商品券の販売場所や時期等の詳細については、市ホームページ・広報誌11月号に掲載予定 【財源：コロナ対応地方創生臨時交付金(国) 198,620】	276,410	198,620	77,790

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
中小企業・個人事業主に対する店舗賃借料の補助 【商工労政課】	厳しい経営状況となっている中小企業者・個人事業主の事業継続を支援するため、事業所・店舗等に係る賃借料の一部を補助する。 <補助対象>・小売業、飲食業、理美容業等を営んでいる中小企業者・個人事業主（府の営業時間短縮協力金の対象者を除く） ・令和3年4～9月の間で、前年同時期の売上平均と比較して30%以上減少している月が3月以上あること <補助率>上記の要件を満たす月（上限3か月）に支払った家賃総額の2/3（20万円<上限>）	75,000		75,000
新しい生活様式に対応する事業所への支援 【商工労政課】	中小企業者・個人事業主の事業継続を支援するため、「新しい生活様式」に対応する店舗・オフィス環境の整備や飲食店の業態転換等に係る経費の一部を補助する。 <補助対象>中小企業者・個人事業主（国の事業再構築補助金及び小規模事業持続化補助金の採択を受けている者を除く） <対象経費>・テレワーク環境の整備や会議等のオンライン化に係る経費 ・デリバリーサービス等実施に係る経費 ・非接触型機器（セルフレジ等）やキャッシュレス決済の導入に係る経費 <補助率>2/3（20万円<上限>）	32,000		32,000
ECサイト制作等に対する支援 【商工労政課】	中小企業者・個人事業主が実施するインターネットを通じての販路拡大を支援するため、ECサイトの制作等に要する経費を補助する。 <補助対象>中小企業者・個人事業主（国の事業再構築補助金及び小規模事業持続化補助金の採択を受けている者を除く） <対象経費>ECサイトの初期導入費用、IT導入等に係るコンサルタント費用等 <補助率>2/3（20万円<上限>）	4,000		4,000
公共交通（路線バス、タクシー）への支援 【交通政策課】	公共交通（路線バス、タクシー）の運営の維持・継続及び今後の利用促進に向けた対策を支援するため、公共交通事業者に対し事業継続等応援交付金を支給する。	52,113		52,113
<b>芸術活動への支援</b>		<b>17,200</b>		<b>17,200</b>
有料公演等の実施に係る公共施設の使用料等補助 【文化振興課】	芸術団体（芸術家）の芸術活動を支援し、芸術鑑賞の場を提供するため、公共施設のホール等を使用して公演を開催する団体や個人に対して、本番当日の施設使用料等を補助する。 <対象事業>不特定多数の入場者に公開する公演等 <対象者>【有料公演】市内・市外の個人または団体 【無料公演】市内の個人または団体 <対象経費>【有料公演】施設使用料・附帯使用料・舞台等追加経費（府の文化芸術創出活動補助金の採択を受けている経費は除く） 【無料公演】施設使用料の1/2 <補助額>20万円（上限） <対象施設>福祉文化会館、市民総合センター、生涯学習センター、男女共生センター <補助回数>原則1団体2回まで	7,200		7,200
文化芸術団体（芸術家）の公演等の開催支援 【文化振興課】	芸術団体（芸術家）に活動の場を提供し、文化芸術活動を支援するため、文化振興財団が市内の企画者やアーティストと連携し開催する公演やイベント等の実施に係る経費を補助する。 <対象事業>不特定多数の入場者に公開する公演等 <補助額>1回200万円（上限）	10,000		10,000

### (3) 新しい生活様式への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
高齢者のICT活用支援		3,360		3,360
コミュニティデイハウスにおける要支援者等へのICT活用支援 【長寿介護課】	施設利用者とのコミュニケーションを維持しつつ、リモートでの介護予防運動等により高齢者の身体機能等の低下防止を図るため、コミュニティデイハウス（8か所）におけるICT機器購入費用の補助や、利用者向けにICT活用講座を実施する。	3,360		3,360

### 3 行政ニーズ・行政課題等に対応する事業

#### (1) まちの活性化に向けて進めるハード事業への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
市民会館跡地エリアの整備		50,000	45,000	5,000
市民会館跡地エリア周辺整備事業 【継続費】 【市民会館跡地活用推進課】	新施設の整備にあたり、隣接する水路の老朽化対策を実施するとともに、これまでの検討を踏まえ、市役所前線を歩行者中心の空間に整備するため、水路の改修工事を行う。 工事 【財源：市債 45,000】	50,000	45,000	5,000
中心市街地の整備		16,500	14,800	1,700
駅前太中線整備事業（第2工区） 【道路課】	市域中心部の交通の円滑化等を図るため、駅前太中線整備事業（第2工区）の整備を進めるにあたり、埋蔵文化財の発掘調査等を行う。 委託、補償 【財源：市債 14,800】	16,500	14,800	1,700
安威川ダム周辺の整備		56,234	42,700	13,534
安威川ダム周辺整備事業 【債務負担行為】 【北部整備推進課】	令和5年度にかけて進めるスポーツ・レクリエーション施設等の整備にあたり、整備内容を第三者の技術的な視点でチェックするモニタリング業務に係る経費を措置するほか、関係機関との協議により必要となった土地造成費を追加する。 委託、工事 【財源：市債 42,700】	56,234	42,700	13,534

#### (2) 公立幼稚園再編への対応

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公立幼稚園の再編		24,335	17,900	6,435
庄栄幼稚園への給食室設置等 【繰越明許費】 【保育幼稚園総務課】	施設の有効活用と保育需要への対応を図るため、庄栄幼稚園の認定こども園化にあたり、給食室設置に係る設計委託等を実施する。 手数料、委託料（設計等） 【財源：市債 17,900】	24,335	17,900	6,435

### (3) 国の補助金や繰越金を活用し実施する事業

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
学校環境の改善		120,000	98,346	21,654
小中学校ブロック塀等の改修 【施設課】	安全・安心な教育環境の整備を図るため、国庫補助金の採択に伴い、ブロック塀や万年塀をフェンスに改修する。 工事（郡小、天王中） 【財源：国 11,446、市債 22,400】	34,000	33,846	154
小学校のプール改修 【繰越明許費】 【施設課】	教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリーに対応する改修等を行う。 工事（東奈良小、忍頂寺小） 【財源：市債 64,500】	86,000	64,500	21,500

### 4 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

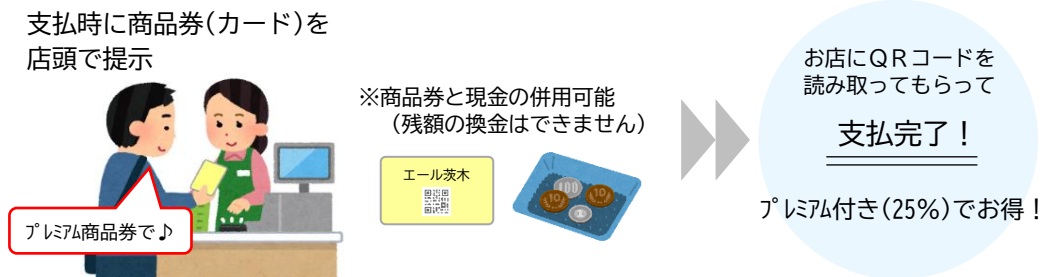
事業	内容等	設定額
継続費		
市民会館跡地エリア周辺整備事業 【市民会館跡地活用推進課】	令和3年度～令和5年度継続事業 [総額] 125,000 [年割額] (令和3年度) 50,000 (令和4年度) 25,000 (令和5年度) 50,000	125,000
繰越明許費		
小学校維持補修事業 (プール改修) 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	86,000
幼稚園営繕事業 (庄栄幼稚園改修) 【保育幼稚園総務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	19,954
債務負担行為		
南茨木多世代交流センター指定管理料 【地域福祉課】	南茨木多世代交流センターの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間] 令和4年度～令和6年度 [限度額] 87,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	87,000
安威川ダム周辺整備事業 (モニタリング支援事業) 【北部整備推進課】	債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 [期間] 令和4年度～令和5年度 [限度額] 11,763	11,763

## 「エール茨木プレミアム付商品券」による消費喚起について

停滞している消費行動を喚起させ、中小事業者等を支援するため、市内飲食店や小売店舗等で使えるプレミアム付きの商品券を販売します。なお、令和2年度に実施したスマートフォンを活用したポイント還元事業において、他の年代よりも高齢者の利用率が低かったことを踏まえ、高齢者については、希望者全員が購入できるよう商品券の枚数を確保のうえ実施します。

お買い物も決済処理も簡単な「エール茨木プレミアム付商品券」を活用

### ■ 市民の皆さま >> 支払時に商品券(カード)を提示するだけで簡単支払！！



### ■ 事業者の皆さま >> スマホでQRコードを読み取るだけで簡単決済！！



#### 《事業概要》

内 容	参加登録した市内の中小事業者（飲食店、小売業者、理美容店等）の店舗で使用できる「エール茨木プレミアム付商品券」を販売	
販売額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引換券所持者に対して、<b>5,000円分の商品券を4,000円で販売</b>（販売総数：20万枚）</li> <li>・<b>1人2枚まで</b>購入可（65歳以上：希望者全員、64歳以下：応募状況により抽選）</li> </ul>	
商品券使用期間	令和4年1月上旬～3月下旬（予定）※対象店舗については、HP等で周知	
市民	商品券の購入方法	<p>65歳以上の方</p> <p>希望者は、<b>11月下旬に市から送付される引換券を販売店に持参し</b>、「エール茨木プレミアム付商品券」を購入</p> <p>64歳以下の方</p> <p>希望者は、<b>広報誌11月号に記載の方法（ネット申込み）により応募</b> ⇒11月下旬～12月上旬（予定）に市から届く商品券の引換券を販売店に持参し商品券を購入 <b>※応募者数が既定枚数を超える場合は、市が抽選し当選者を決定</b></p> <p>※販売店での「エール茨木プレミアム付商品券」の購入は、12月上旬～2月下旬を予定。販売店については、広報誌11月号に掲載</p>
	利用説明会	11月中に市民向けの「エール茨木プレミアム付商品券」利用説明会を開催（全4回、予定）
事業者	参加登録方法	<b>10月上旬からWebで登録</b> （市HPに案内を掲載）